

2. 本庁及び出先機関、総合支庁への往査

(1) 実施した監査手続き

本庁及び出先機関、総合支庁に往査し、施設の視察、関係書類（支出伺・支出票、入札等執行書類等）の閲覧、照合、担当者への質問、その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

① 県の防災・減災業務を担当する部局課、出先機関、総合支庁への往査

防災・減災関連の工事契約関連資料を重点的に閲覧し、担当者へのヒアリングを通して、工事契約の適正性や随意契約の妥当性、その他適切な業務が執行されているかを確認した。また、防災関連備品の実地調査を行い、備品の管理状況についても確認した。

さらに、監査対象年度ではないが、直近の大きな災害事例である令和4年度8月豪雨や令和6年度の豪雨被害に係る県の対応や課題についてもヒアリングを実施した。

【県庁及び出先機関、総合支庁への往査日程】

日時		対象所属	往査者数
8月20日	火	消防学校（防災学習館含む）	3名
8月21日	水	防災くらし安心部消防救急課消防防災航空隊	
8月22日	木	置賜総合支庁総務課防災安全室及び建設総務課	
8月23日	金	防災くらし安心部消防救急課消防防災航空隊（支出関係書類）	
		健康福祉部医療政策課ヒアリング 企業局水道事業課及び電気事業課ヒアリング	
8月30日	金	置賜総合支庁総務課防災安全室及び建設総務課	1名
		置賜総合支庁西置賜総務課	1名
9月2日	月	置賜総合支庁西置賜農村整備課	5名
		置賜総合支庁西置賜建設総務課	
9月3日	火	村山総合支庁総務課防災安全室	
		村山総合支庁農村計画課	
		村山総合支庁農村整備課	
		村山総合支庁建設総務課	
9月4日	水	村山総合支庁西村山総務課	
		村山総合支庁西村山農村整備課	
		村山総合支庁西村山建設総務課	
9月5日	木	村山総合支庁北村山総務課	
		村山総合支庁北村山農村整備課	
		村山総合支庁北村山建設総務課	
9月6日	金	防災・減災に係るハード・ソフト関連事業所管課（支出関係書類）	

往査時に監査人が確認する資料一覧について、事前に依頼リストを送付した。

【資料依頼リスト】

項目	依頼資料			
	① 事前確認資料		② 現地での確認資料	
1. 全般	1	質問票への回答	1	防災・減災関連計画(BCP 計画)等
	2	往査対象先の組織概要	2	重要会議体における議事録
	3	上記以外の関連資料	3	上記以外の関連資料
2. 資産管理	1	物品会計事務取扱要綱	1	防災・減災に係る物品・重要物品一覧、備品管理簿、それらに係る報告書等の関連資料
	2	長期修繕計画に関連する資料	2	建物等の不動産に係る火災保険・地震保険への加入状況一覧及びその一覧
	3	設備・機器の利用実績に関連する資料	3	設備・機器利用実績一覧表
	4	防災備蓄の管理資料	4	防災備蓄品の保管場所、使用期限等の一覧表
	5	上記以外の関連資料	5	上記以外の関連資料
3. 人件費及び支出事務	1	人件費及び支出事務に係る事務取扱マニュアル等	1	時間外勤務等命令簿
	2	上記以外の関連資料	2	特殊勤務手当実績簿と職員別給与簿
			3	給与表、辞令簿、出勤簿、雇用決定通知書
			4	支出伝票及びその証憑
			5	上記以外の関連資料
4. 契約事務	1	契約事務に係る事務取扱マニュアル等	1	直近1年分の随意契約に関連する資料
	2	上記以外の関連資料	2	直近1年分競争入札に関連する資料
			3	工事請負契約書、工事請負契約締結に係る伺書、竣工検査命令書、工事合格通知書、支出命令書など工事契約関連資料一式
			4	上記以外の関連資料
5. 需用費支出事務	1	物品会計事務取扱要綱	1	物品購入に係る事務処理関連資料(物件納入通知書、物品発注(引渡・領収)書等)
	2	上記以外の関連資料	2	上記以外の関連資料
6. その他	1	その他関連資料	1	その他関連資料

また、防災に関する備品の管理状況等を確認するため、県の出先機関及び総合支庁の防災倉庫（水防活動に関する水防倉庫を含む）等の実査を行った。

【防災倉庫等への往査日程】

日時		対象所属	往査者数
8月20日	火	消防学校（防災学習館含む）	4名
8月21日	水	防災くらし安心部消防救急課消防防災航空隊	4名
8月22日	木	置賜総合支庁総務課防災安全室	1名
9月2日	月	置賜総合支庁西置賜総務課	1名
9月3日	火	村山総合支庁総務課防災安全室	2名
9月4日	水	村山総合支庁西村山総務課、西村山河川砂防課	2名
9月5日	木	村山総合支庁北村山総務課、北村山河川砂防課	3名
9月6日	金	置賜総合支庁河川砂防課	1名
		置賜総合支庁西置賜河川砂防課	1名
		村山総合支庁河川砂防課（双月町）	1名
10月2日	水	村山総合支庁河川砂防課（蔵王成沢）	1名

また、各総合支庁における監査手続きの結果から、リエゾン（災害対策現地情報連絡員）制度に関する詳細な状況、防災備蓄に関する管理方法の把握をするために、追加のヒアリングを実施した。本件に関する監査結果については次章「（2）監査の結果」にて詳述する。

【リエゾン及び防災備蓄に係るヒアリング日程】

日時		対象所属	監査人・補助者数
8月29日	木	防災くらし安心部防災危機管理課	3名

さらに、防災くらし安心部消防救急課消防防災航空隊へのヒアリングの結果から、県警へりとの役割分担や県警へりの運行状況などについて把握するために、追加のヒアリングを実施した。本件に関する監査結果については次章「（2）監査の結果」にて詳述する。

【防災へり・県警へりに係るヒアリング日程】

日時		対象所属	監査人・補助者数
10月16日	水	県警察本部警備部 警備第二課警察航空隊	3名

(2) 監査の結果

① 各担当所属共通

ア 請求書と振込証明書の金額不一致による振込金額の内訳の確認について

【意見】

令和5年度山形県強靱化計画関連施策である企業立地促進事業費に関して、山形県企業立地促進補助金交付要綱 第8条（事業完了の届出書）では、事業費の支出実態の確認について「(2) 契約書及び領収書の写し等、固定資産の取得を証明する書類、または領収書の写し等、賃貸・リースに係る支出を証明する書類」に基づき確認する旨が記載されている。

証憑を確認する過程で、請求書と振込証明書の金額が一致しないケースが見られ、振込金額の内訳が手書きで記載されているため、正確な内容が確認しにくい状況があった。

手書きの内訳は請求書とは一致しているものの、証憑としての信ぴょう性が薄く、その差額の詳細を明確に確認することが困難であった。

ヒアリングの結果、企業側が総合振込を行っているため、請求書には支払金額の合計が記載されており、個別の取引内容を把握することが難しいことが判明した。

請求書の金額が実際に振込されていることは確認されているが、行政側においても内訳の詳細な確認ができないため、企業が提出した手書きの内訳に頼らざるを得ない状況であった。

本来、総合振込が行われる場合でも、支出を証明するためには個別の経費が請求書等の金額と一致していることを、取引ごとに振込明細で確認することが望ましい。

従って、支出事実の確認のため、補助金制度を所管する財政課では、以下のような取り扱いを検討すべきである。

1. 総合振込明細の提出を義務化する

総合振込を行う際には、振込対象の各支出の内訳を明示した明細書（振込明細書）の提出を企業に義務づける。これにより、請求書に記載された個別の金額と実際の支払金額が明確に対照でき、信ぴょう性の高い支出確認が可能となる。

2. 支出確認手順の明文化

補助金申請における経費支出の確認手順として、総合振込が行われた場合には、必ず内訳明細を添付することを企業に義務づける規定を交付要綱に追加する。この手順に基づき、行政側が個別金額の整合性を確実に確認できる体制を整える。

イ リエゾン派遣における安全性の確保【意見】

県では、災害対策基本法に基づき、大規模災害発生時に円滑かつ迅速な災害応急対策を実施するため、災害対策現地情報連絡員（通称リエゾン）制度を運用している。災害発生時、市町村は身近な災害情報の収集や住民対応を実施することになる。都道府県である山形県においても市町村の被災情報の取りまとめとより広域的な対応策について災害対策本部等を通じた検討などのために災害情報の収集・整理が必要になる。

災害発生時には、市町村職員は住民対応などのため手一杯となる恐れあり、市町村側で県のために別途情報収集することは時間的にも人力的にも難しい面があることから、県は連絡調整役として、リエゾンを各総合支庁から派遣する体制となっている。

リエゾンは、市町村の災害対策本部等に派遣され、以下の役割を担う。

イ) 情報収集・提供

市町村が把握した被災状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部へ伝達することで、的確な災害対応を支援

ロ) 関係機関との情報共有

市町村の災害対策本部等に参集した自衛隊、警察、消防など、関係機関のリエゾンとの情報共有を行い、県に伝達

ハ) 県の活動状況等の伝達

県災害対策本部等が決定した支援内容を市町村に伝達

ヒアリングによれば、リエゾンは職員の中から業務内容や住所により総合的に判断され選定され、災害対応に関する研修や訓練を年に1回程度実施し、リエゾン業務の知識・技能向上を図っているとのことである。

令和4年8月豪雨の際にも置賜総合支庁よりリエゾンの派遣実績があった。令和4年8月豪雨（8月3日～4日）の置賜各市町の状況は概ね以下の通りである。

【警報等の発令状況】

市町名	大雨警報発表時刻	大雨特別警報発表時刻	土砂災害警戒情報発表時刻	記録的短時間大雨情報発表時刻
米沢市	8/3(水)13:24	8/3(水)19:15	8/3(水)15:20	
南陽市	8/3(水)13:24	8/3(水)19:15	8/3(水)15:40	
高畠町	8/3(水)13:24	8/3(水)19:15	8/3(水)15:40	
川西町	8/3(水)13:02	8/3(水)19:15	8/3(水)13:20	
長井市	8/3(水)11:35	8/3(水)19:15	8/3(水)11:50	8/3(水)18:48 18:56
小国町	8/3(水)11:35	8/4(木)02:41	8/3(水)11:50	8/3(水)12:09 18:48 8/4(木)02:07 02:17
白鷹町	8/3(水)16:51		8/3(水)16:55	
飯豊町	8/3(水)12:43	8/3(水)19:15	8/3(水)12:55	8/3(水)19:07

【住民避難情報】

市町名	避難指示状況	時刻	地域	避難対象者
米沢市	避難指示	8/3 19:20	六郷、窪田、広幡	3,104世帯 8,049人 要配慮者 1,201人
南陽市	緊急安全確保	8/3 20:16	吉野地区、金山地区、 宮内地区、漆山地区、 梨郷地区、沖郷地区、 赤湯地区、中川地区	11,506世帯 30,050人
	避難指示	8/4 7:30		
高畠町	避難指示	8/3 17:10	高畠、二井宿、屋代 (土砂災害警戒区域)	306世帯 967人
		8/3 18:20	亀岡、和田 確保切替 (土砂災害警戒区域)	
	緊急安全確保	8/3 19:40	町内全域	7,770世帯 22,213人
川西町	避難指示	8/3 18:20	町内全域(玉庭地区、 東沢地区を除く)	4,579世帯 12,868人
	緊急安全確保	8/3 19:15	町内全域	5,029世帯 14,121人
	避難指示	8/4 19:00		
	高齢者等避難	8/5 21:00		
長井市	避難指示	8/3 18:00	上郷、時庭、河井、歌 丸、今泉	1,347世帯 3,105人
	避難指示	8/3 20:00	市内全域	10,014世帯 25,479人
	緊急安全確保	8/3 21:10		
	避難指示	8/4 11:18		
小国町	高齢者等避難	8/3 14:05	北部地区、沖庭地区	

	避難指示	8/3 19:30		638 世帯 1,302 人
白鷹町	避難指示	8/3 20:57	東根 広野地区、荒砥 新町地区、荒砥 菖蒲 地区	701 世帯 1,784 人
		8/3 21:45	鮎貝 駅前、桐町、新 町、大町東、箕和田、 神明町	
飯豊町	高齢者等避難	8/3 16:20	小白川上郷、中郷、黒 沢旭、黒沢叶内、椿第 一、財津堂、厚生	279 世帯 793 人
	避難指示	8/3 18:00		
	緊急安全確保	8/3 18:15	町内全域	2,304 世帯
	高齢者等避難	8/4 13:30		6,578 人

【主な通行止めの情報（国道・県道）】

路線名	場所	規制理由	規制内容
米沢高畠線	米沢市花沢町	路面冠水	全面通行止 8/3 13:00～ 8/3 14:15 解除
椿川西線	川西町上小松 ～飯豊町郡界	路面冠水	全面通行止 8/3 17:15～ 8/4 8:30 解除
椿川西線	飯豊町松原 ～ 飯豊町添川	路面冠水	全面通行止 8/3 18:00～ 8/4 8:30 解除
米沢高畠線	米沢市花沢町	路面冠水	全面通行止 8/3 18:15～ 8/4 1:10 解除
長井飯豊線	飯豊町小白川 (大巻橋)	橋梁崩落	全面通行止 8/3 18:20～ 10/31 14:00 解除
国道 113 号	小国町綱木箱口 ～飯豊町手ノ子	路面冠水 → 道路崩落等	全面通行止 8/3 19:00～
長井大江線	白鷹町高岡	路面冠水の 恐れ(最上川 の水位上昇)	全面通行止 8/3 21:30～ 8/5 17:30 解除
国道 287 号	米沢市広幡町	土砂流出	全面通行止 8/4 1:45～ 8/4 11:00 解除
上記のほか市町村道の全面通行止め米沢市 11 箇所、南陽市 5 箇所、高畠町 5 箇所、川西町 6 箇所、長井市 9 箇所、小国町 29 箇所、飯豊町 15 箇所			

いずれも「8月3日からの大雨等の状況について」から監査人抜粋

上記のとおり、令和4年8月の豪雨は、概ね8月3日午後から8月4日未明までの比較的短時間の集中的なものであった。そのため、警報の状況、住民避難の情報、通行止の情報は短時間で目まぐるしく変化していることがわかる。

そのような状況のもと、以下の通り置賜総合支庁ではリエゾン派遣を実施している。

【8月3日大雨の連絡調整員の派遣状況】

日/市町	米沢市	川西町	長井市	飯豊町	計
8/3 (水) 夜	1名	1名	2名	1名	5名
8/4 (木) 昼	1名	1名	1名	1名	4名
8/5 (金) 昼				1名	1名
8/8 (月) 昼				1名	1名
8/9 (火) 昼				1名	1名
8/10 (水) 昼				1名	1名
8/12 (金) 昼				1名	1名

上記の通り、リエゾンは大雨特別警報が発令された8月3日の夜に初回の派遣がなされている。8月3日の夜の雨、道路などの状況は上記の通りであり、主要河川水位も著しく上昇している中でのリエゾン派遣となった。なお、高畠町、白鷹町、小国町にはリエゾンは派遣されていない。

ヒアリングによれば、リエゾンの派遣に際しては、安全確保に関する明確な基準（派遣の有無の基準、派遣の際の安全な交通経路の確保の基準、派遣の際の装備品の基準など）が設けられていないということであった。従って、その判断は各総合支庁単位で個別になされている状況である。これは、各総合支庁が当該地域の被災状況などを最も把握しており、最も妥当な判断が可能であることによるものとのことであるが、安全確保に関する明確な基準がなければその場の判断として危険な派遣が決定されることを避けることはできない。

実際、令和4年8月豪雨の際には、被害の状況が刻々と変化する中で、見通しの悪い夜間にリエゾンに一定距離の移動を命じており、その危険性を踏まえると誤った判断である。

令和6年7月に庄内最上地方を襲った豪雨災害時においても同様にリエゾン派遣がなされているが、一部のリエゾンは道路状況の悪化などにより派遣したものの途中で引き返したケースもあるとのことである。

一方、令和6年7月の豪雨災害時には、DMAT（災害派遣医療チーム）が派遣されているが、医療政策課からの聞き取りによれば、派遣は朝の明るくなる時間を待って、道路状況を踏まえ予め派遣経路を確定し、消防本部と連携し消防車同行のもと派遣したとのことであった。また、そのような派遣体制が確保できなければ派遣は見送ることとなったと思われるとのことである。この際のDMATの安全確保の水準と比べ、リエゾンの安全確保の水準は極めて低い。結果としてこれまでリエゾン派遣時に事故は生じていないが、令和4年、令和6年の災害状況を踏まえると事故が生じてもなんら不思議ではない。

従って、リエゾンの安全が確実に確保されるような派遣基準を設け、各総合支庁において運用されることが望まれる。

② 消防学校（山形県防災学習館を含む）

ア 消火体験コーナーの映像について【意見】

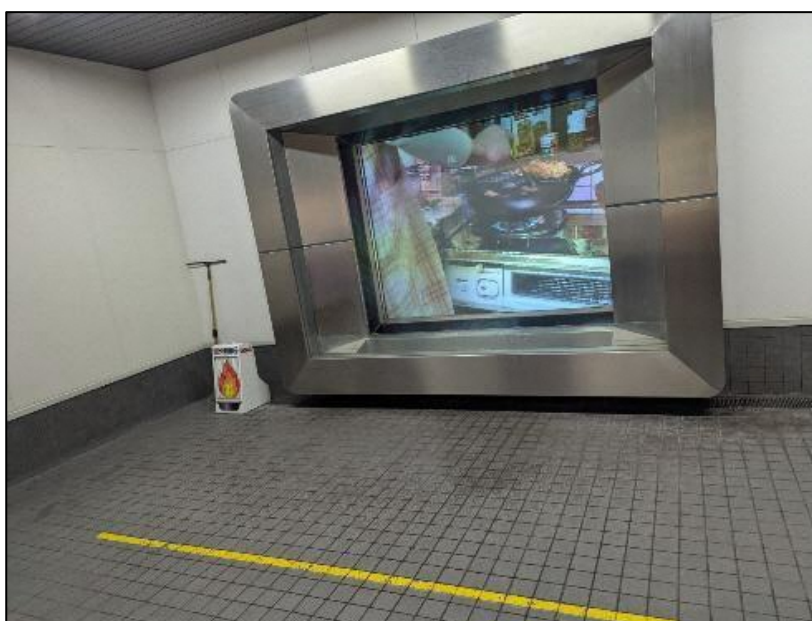
防災学習館 2 階に、実際に消火器を用いた消火体験コーナーがある。

消火器には、火災場所や火災の出火要因に応じて種類があるが、本コーナーにおいては、訓練用の水消火器を使用している。

また本コーナーのホームページ上の説明書をみると、「家庭での火災の映像と訓練用の水消火器を使った消火体験（モニターに映し出された火災映像を消火します。）を通して、初期消火時の注意点や消火器の使い方を学習します。」とある。

訓練用の水消火器は、消火薬剤の代わりに水と空気を入れることで消火器と同様の状態で使用することができ、本物との違いも少なく、実際の使用シーンをイメージしながら消火器の使用方法を学ぶことができるものであることから、消火器の使い方を学ぶという体験の趣旨から見れば、水消火器を使用することは妥当である。

一方で、本コーナーで使用されるモニター映像は以下写真の通り、「てんぷら油火災」を題材としており、てんぷら油火災に対して水を用いた消火は危険な行為である。そのため、水消火器を使用した消火体験において「てんぷら油火災」を題材にする場合、本学習館に訪問する利用者の中には未就学児も多く、本コーナーを訪れたことでかえって誤解が生じ、誤った理解、行動へ繋がる恐れがあるため、モニター映像の変更を検討すべきである。



消火体験コーナーで使用される映像（8月20日監査人撮影）

イ 防災学習館における地震体験施設の故障対応【意見】

防災学習館では、地震体験の施設として想定震度ごとの地震の状況を体験できるよう自宅リビングを模した地震体験施設を有している。



山形県防災学習館ホームページより

現在、当該施設は建物内部の浸水に伴い施設駆動部も浸水したことによる故障のため、令和5年1月から休止している。なお、浸水後に浸水箇所を特定の上コーキングによる浸水対策及び浸水時に排水ができるよう排水ポンプの整備を実施している。一方、施設駆動部の修繕には多額の経費が見込まれることから、使用再開を踏まえた検討を進めているところであるが、具体的な使用再開の時期は決まっていない状況である。現在、2年以上の長期間にわたり当該施設は休止せざるを得ない状況であるが、代替の展示はなされていない。仮に施設駆動部が動かなくとも、地震の備えとして、例えば家具、家電類の転倒、落下、防止のための対策を施して展示し別施設として継続して使用することなどは可能である。

現在の状況は来館者に対する適切な情報提供や学習機会の提示という点から不十分であり、来館者の学習意欲を削ぐことにも繋がりがねないことから休止された施設の効果的な利用について対応を検討されたい。

ウ 通報体験施設の有用性について【意見】

防災学習館には、モニターと実際の公衆電話機を使った、火災・救急の際の119番通報体験を通して、通報の仕方を学べる施設がある。当該施設は現在4機中3機が故障中であり、1機のみ稼働している状況である。



山形県防災学習館パンフレットより

公衆電話は、災害時優先電話として扱われており、災害発生時等において被災者等が無料で使用することができる重要な通信手段である。そのため、防災学習館に設置されている通報体験施設は有用であると評価できるが、今日では公衆電話が著しく少なくなっている点、携帯電話など災害時における連絡手段が多様化している点、また4機中3機が長期間故障したままの状況を踏まえると、故障した3機のスペースに代替コンテンツの展示を検討すべきである。例えば携帯電話など別媒体による通報に係る操作学習や、大規模災害時においては、119番通報が集中することから、119番が繋がらない又は繋がったとしても救急救助要請に適時に対応できない可能性が高い点などについての学習など他に展示できるものはあるはずである。

加えて、そのような代替コンテンツを展示することは多額の費用が掛けず実施可能であると思われるが、故障した公衆電話をそのまま展示し、代替コンテンツへの変更などを実施していない現状は、来館者に対する適切な情報提供や学習機会の提示という点から不十分であることから、来館者の防災学習に資するような形でコンテンツを見直すなどの対応を検討されたい。

エ 委託業務契約社員の勤務管理【意見】

近年、県防災学習館の来場者数は減少傾向にあるものの、小中学生の団体客や予約なしの訪問客は依然として一定数存在している状況である。

そのため、令和5年度においては、会計年度職員1名と県防災学習館案内業務委託契約に基づく委託業務契約社員2名が配置されて運営されている。

委託業務契約社員の勤務時間について、以下の通りの規定がある。

(従事日及び従事時間)

第4 1の委託業務に従事する日は、山形県防災学習館の開館日とする。なお、閉館日は、原則として月曜日であるが、この他に1週間あたり2日の休日設けるものとする。

2 1の委託業務に従事する時間は、午前9時10分から午後4時40分までとする。うち60分は休憩時間とする。

3 受注者は、1の委託業務の遂行上必要があるときは、発注者の承認を得て、第1号の従事日以外の日及び前号の従事時間以外の時間帯においても、委託業務に従事することができる。

山形県県防災学習館案内業務委託仕様書より抜粋

(2) 防災指導員（防災学習館委託業務契約社員）

一週間の勤務日数4日間で26時間00分となる。

その勤務の内訳について

① 1日の勤務時間を6時間30分とする。

「内訳」出勤時間 9時10分

退庁時間 16時40分 計7時間30分

7時間30分 - 60分（休憩） = 6時間30分（= 1日の勤務時間となる。）

② 一週26時間00分の内訳について

1日目 6時間30分 計 6時間30分

2日目 6時間30分 計 13時間00分

3日目 6時間30分 計 19時間30分

4日目 6時間30分 計 26時間00分（= 一週間の勤務時間となる。）

山形県防災学習館業務マニュアル：勤務条件等 2-2 防災指導員の勤務時間より抜粋

業務委託契約社員の勤務記録簿について出勤日数及び時間を確認したところ、勤務日数は集計できたものの、勤務時間の記載がなかったことから、勤務

時間を把握できなかった。勤務時間に関する規定が存在する以上、勤務管理を行う上で記録簿において勤務時間を集計することが必要であるが、現状の記録簿では委託業務契約社員が規定通りの時間数で勤務しているか否かを確認できない状態である。したがって、勤務状況を正しく把握するため、勤務記録簿において勤務時間を記録するよう対応されたい。

オ 非常用持ち出し品に係る展示物の見直し【意見】

防災学習館は、県民の防災意識向上と防災知識の普及を目的とした重要な施設である。展示コーナーには災害に関する資料や写真、防災グッズ（非常用持ち出し品や防災対策グッズ）などが並べられ、防災知識を深めることができる。

しかしながら、監査人が展示品を確認したところ、展示されている非常用持ち出し品には、現代のニーズに合致していない状況であり、来場者に必要性が伝わる展示方法になっていないなどの問題が見つかった。

具体的には、展示されている非常用持ち出し品は、食料品、水、照明器具、ラジオ、軍手、衛生用品など、基本的なものが中心となっている。しかし、政府が推奨している感染症対策等を含めた「災害の「備え」チェックリスト」（令和5年9月に首相官邸ホームページで公開された内閣府防災担当の監修の推奨される非常用持ち出し品一覧）と比較すると、携帯電話などの充電に必要となるモバイルバッテリー、感染症対策用のマスクや消毒用アルコール、ウェットティッシュなどが不足しており、子供や高齢者がいる家庭、女性など、個別具体的な状況に合わせた非常用持ち出し品の紹介も不足している状況である。令和3年9月に非常食について展示の見直しを実施しているとのことだが、展示されていた非常食の消費期限が過ぎていたものを取り換えたのみであり、展示物全体の見直しは実施していない。

さらに、非常用持ち出し品の選び方、使い方、保管方法など、来館者が防災知識を深めるための情報提供が不足している。例えば、内閣府がホームページで公開している「一次品（緊急避難時に持ち出すもの）」「二次品（避難生活で必要なもの）」「三次品（自宅待機で必要なもの）」といった分類に対応した展示や解説などを参考にするなど、来館者が状況に応じた適切な備えをより理解し学べる展示方法を工夫する必要がある。



展示コーナーに置かれていた防災グッズ紹介棚（8月20日監査人撮影）

食料品	ラジオ付強力ライト（AM	ガラス発散防止フィルム
水	ラジオ付のライト）	耐水ストーンペーパー
キャンドル	発電ラジオ（発電・手動	家具転倒防止具
液体ローソク	発電用のAM付ライト）	家具転倒防止板
非常用ローソク	軍手	携帯用ストロー浄水器
クセノンランタン	水のいないシャンプー	
照明	折り畳み式ポリタンク	

展示コーナーに置かれていた防災グッズ一覧

避難の際に持ち出すもの!

- 水
- 軍手
- 食品
(ご飯(アルファ米など)、
レトルト食品、ビスケット、
チョコ、乾パンなど:
最低3日分の用意!)
- 防災用ヘルメット・防
災ずきん
- 衣類・下着
- レインウェア
- 紐なしのズック靴
- 懐中電灯(※手動充電式
が便利)
- 携帯ラジオ(※手動充電
式が便利)
- 予備電池・携帯充電器
- マッチ・ろうそく
- 救急用品(ばんそうこ
う、包帯、消毒液、常備
薬など)
- 使い捨てカイロ
- ブランケット
- 軍手
- 洗面用具
- 歯ブラシ・歯磨き粉
- タオル
- ペン・ノート

感染症対策にも有効です!

- マスク
- 手指消毒用アルコール
- 石けん・ハンドソープ
- ウェットティッシュ

- 体温計

一緒に持ち出そう!

- 貴重品
(通帳、現金、パスポー
ト、運転免許証、病院の
診察券、マイナンバーカ
ードなど)

子供がいる家庭の備え

- ミルク(キューブタイ
プ)
- 子供用紙オムツ
- 抱っこひも
- 使い捨て哺乳瓶
- お尻ふき
- 子供の靴
- 離乳食
- 携帯用お尻洗浄機
- 携帯カトラリー
- ネックライト

女性の備え

- 生理用品
- おりものシート
- サニタリーショーツ
- 中身の見えないゴミ袋
- 防犯ブザー/ホイッスル

高齢者がいる家庭の備え

- 大人用紙パンツ
- 杖
- 補聴器
- 介護食
- 入れ歯・洗浄剤
- 吸水パッド
- デリケートゾーンの洗
浄剤

- 持病の薬

- お薬手帳のコピー

**備蓄品(お家に備えてお
くもの!)**

- 食料や水(最低3日分!
できれば1週間分)×家族
分
保存期間の長いものを多
めに買って置き、消費し
たら補充するという習慣
にしていれば、常に食料
の備蓄が可能!
- 生活用品
例えば、ティッシュ、ト
イレットペーパー、ラッ
プ、ゴミ袋、ポリタン
ク、携帯用トイレ…など

カ 備品標示票未貼付の備品【指摘】

消防学校厨房内にある、以下備品について、備品標示票が貼られていなかった。山形県財務規則第 155 条によれば、以下の通り、表示することが困難な場合を除き、備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反である。速やかに是正されたい。

【該当備品詳細】

物品番号	品名	規格	取得日
1018000677	スチームコンベクションオーブン	ラショナル SCC WE61 架台付	H30.4.20



備品表示表未貼付備品（8月20日監査人撮影）

山形県財務規則第 155 条

会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第 114 号）をもって標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもってこれに替えることができる。

キ 薬品・劇毒物管理について【指摘】

消防学校教育管理棟理化学準備室には、薬品等の管理簿によれば以下のような薬品が保管されていることとなっている。

製品名	製品名	製品名	製品名
ホウ酸	ホウ酸ナトリウム (ホウ砂)	硝酸ナトリウム	硫酸アンモニウム
塩化アンモニウム	アンモニア水	リン酸二アンモニウム	硝酸アンモニウム
フェロシアン化カリウム	硝酸カリウム	塩化カリウム	硫酸カリウムアルミニウム・12水
ヨウ化カリウム	硝酸	硫酸	塩酸
塩化バリウム二水和物	過酸化ナトリウム	硝酸銀	水酸化カリウム
水酸化ナトリウム	硫酸豪(Ⅱ)五水和物	塩素酸カリウム	過塩素酸カリウム
臭素酸カリウム 黄りん	塩素酸ナトリウム ナトリウム	よう素 マグネシウム (リボン状)	ネスラ試薬 デンブン
キシレン	三酸化クロム(無水クロム酸)	石油ベンジン	エタノール
鉄粉	コロジオン	n-ブチルアルコール	塩化バリウム(20%)
モノクロルベンゼン	イソアミルアルコール	硫酸銅(20%)	ベンゼン
シクロヘキサン	塩化コバルト(Ⅱ)六水和物	リグロイン	ピクリン酸(2,46-トリントロフェノール)
赤リン	2-ブタノン	ピリジン	酸化ベンゾイル
フーゼル油	酢酸イソアミル	塩化リチウム	ギ酸メチル
流動パラフィン	ギ酸n-ブチル	アニリン	ソルベントナフタ
ギ酸イソアミル	アセトン	亜鉛(花状)	酸化カルシウム
酢酸エチル	アルミニウム(粉末)	石灰水	グリセリン
二酸化マンガン	塩化カルシウム	メルカプト酢酸	過マンガン酸カリウム
高度さらし粉	テレピン油	過酸化水素3%	塩化ナトリウム
トルエン	酢酸イソブチル	炭酸ナトリウム	桐油
フェノールフタレイン	けい酸ナトリウム溶液	酢酸	過酸化ベンゾイル
炭酸水素ナトリウム	四塩化炭素	酸化第二鉄	過塩素酸ナトリウム(無水)
無水酢酸	亜鉛(粉末)	炭酸ナトリウム(無水)	

上記に対して、監査人が現物確認した結果、以下の薬品等が存在した。

製品名	製品名	製品名	製品名
硝酸ナトリウム	硫酸アンモニウム	塩化アンモニウム	アンモニア水
リン酸二アンモニウム	硝酸アンモニウム	フェロシアン化カリウム	硝酸カリウム (2本)
塩化カリウム	硫酸カリウムアルミニウム・12水	ヨウ化カリウム	硫酸
ナトリウム	塩化カルシウム (2本)	石灰水	酸化カルシウム
炭酸水素ナトリウム	炭酸ナトリウム (3本)	けい酸ナトリウム	塩化ナトリウム
過酸化水素アンモニウム	硫酸アルミニウム	塩化ストロンチウム	塩化カリウム
塩化バリウム	塩化リチウム	塩化コバルト	ギ酸イソアミル
ギ酸n-ブチル	アルミニウム粉末	二酸化マンガン	過酸化水素
イオウ粉末	過マンガン酸カリウム	酸化第二鉄	鉄 (2本)
二酸化クロム	亜鉛 (3本)	二酸化マンガン	トルエン
シクロヘキサン	デンペン	酢酸エチル (3本)	テレピン油
アセトン	メルカプト酢酸	アニリン	桐油
グリセリン	酢酸 (2本)	ギ酸メチル	ギ酸エチル
石油ベンジン	フーゼル油	四塩化炭素	2-ブタノン
リグロイン	ベンゼン	モノクロルベンゼン	コロジオン
流動パラフィン	酢酸イソアミル	イソアミルアルコール	エタノール (2本)
ピリジン (3本)	n-ブチルアルコール	無水酢酸	キシレン
ピクリン酸	ソルベントナフタ	フェノールフタレイン	不明 (5本)

上記の通り、劇・毒物を含む薬品類について、管理台帳と実物在庫に相違がみられた。相違の内容は以下のとおりである。

(管理台帳に記載があるものの現物が見当たらなかった薬品類)

製品名	製品名	製品名	製品名
ホウ酸	ホウ酸ナトリウム (ホウ砂)	硝酸	塩酸
塩化バリウム二水和物	過酸化ナトリウム	硝酸銀	水酸化カリウム

水酸化ナトリウム	硫酸銅二五水和物	塩素酸カリウム	過塩素酸カリウム
臭素酸カリウム	塩素酸ナトリウム	よう素	ネスラ試薬
黄りん	三酸化クロム	硫酸銅	赤リン
酸化ベンゾイル			

(管理台帳に記載がないが現物があつた薬品類)

製品名	製品名	製品名	製品名
過酸化水素アンモニウム	硫酸アルミニウム	塩化ストロンチウム	イオウ粉末
鉄	二酸化クロム	ギ酸エチル	

相違が生じた理由は定かではないが、少なくとも管理台帳には最終確認日付が記載されておらず、管理台帳が古くその後に薬品等の出入庫が生じたのか、あるいは最初から管理台帳は一定の薬品等のみを管理の対象としてすべての薬品を対象としていなかったかなどの原因が考えられる。

また、管理台帳には製品名の記載はあるが、数量の記載は無い。従って、複数瓶の薬品等の紛失や不正持ち出し等は把握できない。加えて、1本の瓶でも薬品の一部を別容器に移し替えるなどした場合などでも数量の減少を把握できないため、不十分な管理となっている。

従って、管理が必要な薬品等を把握の上、管理台帳は確認日と数量が把握できる形で適切に管理されたい。

一方で、監査人が実物在庫を確認した際には、以下写真のように薬品のラベルが時間経過に伴い損耗したものがあるなど、全体の薬品等の使用頻度は著しく低いように見受けられた。従って、そもそも消防学校において使用すべき薬品であるかどうかを改めて検討されたい。



理化学準備室にて監査人撮影（8月20日）

ク 賞味期限切れの防災備蓄【意見】※所管は防災危機管理課

山形県消防学校倉庫棟には防災危機管理課が管理している防災備蓄が保管されている。監査人が防災備蓄の状況を確認したところ、以下の通り期限切れの水が保管されていた。



倉庫棟にて監査人撮影（8月20日）

賞味期限切れとなっていた水の数量は以下の通り。なお、水以外で賞味期限切れとなっているものはなかった

品目	品目
500MLペットボトル	2Lペットボトル
98ケース（24本入）と163本	126ケース（6本入）

なお、他の総合支庁においては賞味期限切れの水は雑用水として廃棄処分するなど、賞味期限切れの水の処分方法は取り扱いが統一されていないことから、取り扱いを統一の上、適切に対処されたい。

ケ 訓練棟内の消火器の管理【意見】

山形県消防学校訓練棟内に有効期限を超過し、点検未了となっている消火器が2本見つかった。

当該状況について担当者にヒアリングを実施したところ、いつ配置されたかは不明であるが、当該建物が消火器設置義務のある建物ではないため、恐らく消火用に設置されたものではなく訓練用に配置されたものではないかとのことであった。様々なシチュエーションを考慮し、消防職員の消防訓練のため配置することもあり得るとのことであったが、消防訓練用との表記がなく消防職員に誤解を生む可能性がある。

実際に訓練用として利用する場合は、その表記を消火器に貼付するか、不要であれば適切に処分するなどの対応方針を検討されたい。



訓練棟にて監査人撮影（8月20日）

③ 消防救急課消防防災航空隊

ア 備品標示票未貼付の備品【指摘】

備品実査を行ったところ、事務所外の備品については備品標示票の貼付がされていなかった。山形県財務規則第 155 条をみると、以下の通り、標示することが困難な場合を除き、備品標示票の貼付を義務付けている。この点、備品標示票の貼付がなされていない理由についてヒアリングしたところ、全体の 7 割にあたる事務所外の救急救助用資機材等の備品については、救急救助活動やヘリ運航の際の安全確保の観点から、備品表示表票の貼付をしていないとのことであった。しかし、救急救助用資機材についても備品管理の必要性は変わらないため、全ての備品に備品標示票を漏れなく貼付できなければ、例えば写真を撮って備品台帳に記載することや、備品本体ではなく保管場所に備品標示票を貼り付けするなど、備品の取扱に関する運用について、検討し改善されたい。

山形県財務規則第 155 条

会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第 114 号）をもって標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもってこれに替えることができる。

イ 実査時不明備品の存在【指摘】

以下の備品について、実査時（令和 6 年 8 月 21 日）に現品を確認できなかった。

本備品については、後日確認することができたが、現品の所在が実査時に特定できなかったことから、一時的に異なる場所で使用する場合でも所在は正確に把握しておく必要がある。

【該当備品詳細】

物品番号	品名	規格	取得日
1017001178	レスキューホイストケーブル点検工具	ジャムコ製 TENSION PULLEY M-9A0405	2017/11/30
1017000939	ホイストマウント	レスキューホイストの点検で使用する架台	2017/11/4

ウ 消防防災ヘリコプターの運航体制について【意見】

山形県消防防災航空隊では、消防防災ヘリコプター「もがみ」の運航を業務として活動している。山形県消防防災航空隊の概要は以下のとおりである。

機体名称：もがみ (JA15YA)

機体：アグスタ型 AW139 型

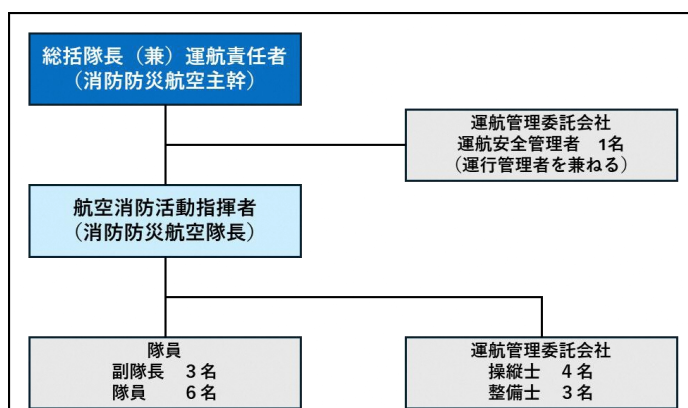
エンジン：2基

性能：最大速度 309km/h、最大運航高度 約 6,000m、

最大航続距離 約 800km、最大航続時間 約 3時間 50分

【組織図】

【ヘリコプター】



もがみの近年の運航状況は以下の通りとなっている。

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
運航時間	260h27m	340h16m	245h21m	218h06m
運航休止日数	124.5 日	168.0 日	131.5 日	137.5 日

平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
213h27m	254h44m	219h17m	193h48m	143h10m	156h51m
160.0 日	160.0 日	181.5 日	159 日	227.5 日	222.0 日

山形県消防防災航空隊業務統計（令和 5 年）より抜粋

運航時間は特に令和 4 年及び令和 5 年で少なくなっている。また、現在の「もがみ」の機体は平成 27 年の運航開始から 10 年近く経過しており、一定の機体や装備品の不具合が生じ始める状況にあり、それらの改修・修繕のために運航を休止する日数が増加している。特に令和 4 年、令和 5 年は定期点検以外の機体不具合による休止が増加した。

運航休止の場合にも災害は発生することから、こういった運航休止時にも迅速に救助などの活動を実施するため、北海道・東北 8 道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県）は「消防防災ヘリコプターの運航不能時間等における北海道・東北 8 道県相互応援協定（平成 12 年 3 月 1 日締結）」に基づき、自県の消防防災ヘリコプターが運航不能などの際には応援要請を行い、他道県の消防防災ヘリコプターが応援活動として出動すること

となっている。応援の際のヘリコプターの指揮は要請側の長の定める現場の最高責任者が行い、応援に要する職員給与、旅費、燃料費、消耗品費等は応援した道県の負担となっている。

山形県消防防災航空隊における、当該協定に基づく令和5年度の応援・受援の実績は以下の通りである。

【応援実績】

	日付	飛行時間	応援場所	応援の原因
1	5月13日	1h53m	福島県内	福島県消防防災ヘリ機体整備により運航不能のため
2	5月18日	1h46m	福島県内	林野火災により福島県消防防災ヘリのみでは消火困難のため
3	9月1日	2h36m	新潟県内	林野火災により新潟県消防防災ヘリのみでは消火困難のため
4	9月2日	4h17m	新潟県内	林野火災により新潟県消防防災ヘリのみでは消火困難のため
5	9月4日	2h55m	新潟県内	林野火災により新潟県消防防災ヘリのみでは消火困難のため
6	9月7日	2h45m	新潟県内	林野火災により新潟県消防防災ヘリのみでは消火困難のため

【受援実績】

	日付	要請先	出動場所	受援の原因
1	4月11日	宮城県	村山市	機体50時間点検による運航休止のため
2	5月8日	宮城県	村山市	機体不具合に伴う運航休止のため
3	6月8日	秋田県	鶴岡市	機体50時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
4	6月26日	宮城県	山形市	ホイスト75サイクル点検に伴う運航休止のため
5	7月23日	秋田県	庄内町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
6	7月23日	秋田県	鶴岡市	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
7	7月26日	秋田県	遊佐町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
8	7月26日	岩手県	鶴岡市	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
9	8月5日	秋田県	朝日町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
10	8月9日	新潟県	小国町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
11	8月10日	福島県	飯豊町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
12	8月10日	秋田県	庄内町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため

13	8月13日	宮城県	朝日町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
14	8月13日	秋田県	遊佐町	機体200時間点検及び機体不具合に伴う運航休止のため
15	8月27日	秋田県	遊佐町	防災ヘリ「もがみ」のみでは救助困難のため
16	9月2日	宮城県	山形市	防災ヘリ「もがみ」が他事案対応のため
17	10月3日	宮城県	酒田市	耐空検査に伴う運航休止のため
18	10月8日	宮城県	上山市	耐空検査に伴う運航休止のため
19	10月14日	福島県	米沢市	耐空検査に伴う運航休止のため
20	10月14日	宮城県	西川町	耐空検査に伴う運航休止のため
21	10月25日	岩手県	山形市	耐空検査に伴う運航休止のため

山形県消防防災航空隊業務統計（令和5年）より抜粋

応援・受援の関係を見てみると、応援件数6件に対し、受援件数21件と大幅に受援件数のほうが多い状況である。この結果について、仮に受援件数のほうが多くとも現場での活動がなされるのであれば、県民からすればどの道県のヘリコプターが対応に当たったとしても問題は無いものである。その点からすれば、受援回数が多いことをもって県民の不利益とはならないし、むしろ運航休止でも相互応援協定の効果としてヘリコプターによる救助等が行われることは安心できるといえる。

ただし、一般論として、県内の災害では現場到着の時間的な優位性は一部地域を除けば山形県にあることから、いちはやく現場到着を目指す必要がある環境下では、やはり応援に頼るのではなく山形県において防災対応力を確保することが望まれる。また、受援にかかる実費を応援側が負担する状況のもと受援回数が多い状況も相互応援協定が想定する「相互」の価値観から逸脱しているように思われる。

このような状況を踏まえると山形県の災害についてはあくまで山形県が災害対応にあたるという基本的な考え方を持つことが重要ではないかと考える。極論をいえばヘリコプターを二機運用とすれば受援過多の状況は解消するが、他道県の運航体制を鑑みて二機運用している道県は8道県のうち北海道と宮城県だけであることを踏まえ現実的ではない。従って、一機運用を前提に防災対応力を確保することが必要になるが、修繕・改修などの機体不具合が生じれば運航休止日数はどうしても増加することになる。

そこで、他道県の状況を確認するため8道県の消防防災航空隊の活動状況をホームページ等で確認したところ、すべての道県における応援・受援のデータは確認できなかったが、秋田県については受援実績がゼロということは確認できた。

秋田県は山形県同様に山岳地帯を抱えていることから夏場の山岳救助などは一定の救助要請があるものと思われるが、他道県からの受援実績が0となっている。その理由はいくつかあると思われるが、秋田県の消防防災ヘリの運用は少し特徴的であるとの意見が聞かれた。

山形県消防防災航空隊では操縦士及び整備士は、外部業者に委託し委託先職員が操縦及び整備を実施するが、秋田県では外部業者に委託せず自前にて操縦

士及び整備士を確保し、かつ警察航空隊の操縦士及び整備士を出向させることで警察航空隊との人的な連携を確保しながら災害種別に応じて警察航空隊と業務を分担する形での運用を図っているとのことである。

運用状況の詳細は不明であるが、秋田県で受援実績0を達成していることは参考にするべき事実である。また、山岳救助などは行方不明の捜索と行方不明者がけがをしているなど、110番通報と119番通報のどちらでも対応する可能性があり、連携することでより効果的・効率的な運用が可能になることも考えられることから、連携について山形県警察航空隊にヒアリングを実施した。

山形県警察航空隊におけるヘリコプターは以下の通り
 機種名称：がっさん（登録番号「JA80GT」）
 基本性能：空中停止高度（3600m）、吊り上げ能力（270kg）



山形県警察航空隊ホームページより

救難救助活動の実績は以下の通りある。

実施年度	救助活動内容			
	山岳遭難	水難	行方不明者	合計
令和3年	20回	2回	13回	33回
	25時間	2時間	16時間	43時間
	(6名)	(0名)	(3名)	(9名)
令和4年	29回	1回	8回	38回
	39時間	2時間	11時間	52時間
	(14名)	(0名)	(5名)	(19名)
令和5年	27回	無し	1回	28回
	37時間		1時間	38時間
	(11名)		(0名)	(11名)

山形県警察航空隊は、東根市の山形空港滑走路脇に拠点を置き、山形県消防防災航空隊と隣接する環境で業務を行っており、ヘリコプターは一機運用である。なお東北6県では宮城県（二機運用）を除きすべて一機運用となっている。また、警察航空隊においても応援活動はあるものの、大規模災害を除き応援は予定された警護活動が中心となっており、通常の警察航空活動能力については他県と比較し不均衡は生じていない状況である。

ヒアリングによれば概ね以下の事実が確認できた。

- ・警察航空隊業務は防災、すなわち救難救助活動関連業務だけではなく、全運航時間のおよそ9割はその他の警察業務に充てられており、物理的に連携ができる時間は10%程度に過ぎない。

- ・現時点でも敷地が隣接していることもあり、運航情報は連絡を取り合っており、同一災害現場に連絡不足のため両者が出動するようなことはない。

- ・操縦士、整備士の自前運用と委託運用という違いがあり、秋田県のような操縦士、整備士の出向などの対応は出来ないし、また警察航空隊の現状の運用では人員的に出向させる余裕はない。

- ・警察航空隊は通常自前運用であるが、少なくとも操縦士は10年、整備士は5年程度の経験が必要になり、そういった人員の確保・育成は相当に計画的に実施しなければ安定的な業務に不安を生ずる恐れがある。人員確保・育成は民間航空会社でも同じように抱える業界全体の課題である。

- ・警察と消防の連携という点でみると、航空隊以外の分野では連携強化の取組みは検討されはじめているところである。

これらを踏まえると、現状の山形県消防防災航空隊の受援過多の状況を山形県警察航空隊との連携により即座に解消することは困難であることが理解できた。将来的にも、運航体制の違いや出向などの人員の連携を図ることのできる体制の整備などの一定のハードルをクリアしなければ実現することは難しい課題である。

ただ、長期的に考えたときには現状のままの運航体制で、受援過多の状況が続くことを受け入れるよりは、秋田県のような他団体の取組みを確かめつつ良い取組みであれば採用することを目標に議論を進めることが有意義であると思われる。航空業界の人材確保・育成が困難になりつつある現状からすれば、縦割りの警察・消防行政を柔軟に運用することで警察航空隊においても人材確保・育成が容易になる可能性もあることから、将来に向けた検討を始めるべきであると考えます。